

○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき岡谷市育英基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成13条例30・全改)

(積立て)

第2条 基金として次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) この基金から生ずる収入の額
- (2) 指定寄附金の額
- (3) その他歳入歳出予算で定める額

(平成13条例30・全改)

(管理及び運用)

第3条 基金に属する現金は、この条例の定めるところにより育英資金(以下「資金」という。)として貸付けるほか金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する保管現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(平成13条例30・一部改正)

(運用益金の処理)

第4条 保管現金の運用から生ずる収益は、岡谷市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(貸付の対象及び要件)

第5条 資金の貸付を受けることができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第124条の規定による高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校(以下「学校」という。)の生徒及び学生で、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 岡谷市に生活の本拠を有し、引き続き1年以上居住している者又はしていた者であること。
- (2) 成績が優秀で身体が健康であること。
- (3) 経済的理由により就学が困難と認められること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構その他の団体から別に学資等の貸与を受けていないこと。

2 前項に定める者のほか、市長が特に必要と認めた者に対しても貸付することができる。

(平成13条例30・全改、平成16条例12・平成19条例24・一部改正)

(貸付人員)

第6条 貸付人員は、貸付志願者及び基金の状況を考慮して毎年度市長が定める。

(貸付の決定)

第7条 資金の貸付の許否は、奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審査を経て市長が決定する。ただし、災害等による年度途中での資金の貸付については、選考委員会の審査を省略することができる。

(平成13条例30・一部改正)

(資金の種類及び金額)

第8条 資金の種類は入学準備金及び奨学金とし、貸付金額は別表のとおりとする。

(平成23条例4・全改)

(貸付条件)

第9条 資金の貸付条件は次の各号に定めるところによる。

- (1) 利子 無利子とする。
- (2) 入学準備金の貸付方法 市長が別に定める方法による。
- (3) 奨学金の貸付期間 その学校における正規の就学期間内とする。
- (4) 償還方法 資金の貸付を受けた者は、市長が別に定める日から別表に定める期間以内に、その全額を、年賦、半年賦、月賦又はその他の方法により償還しなければならない。
- (5) 延滞利息 正当な理由がなくて資金の償還を遅延したときは、日数に応じ、年10.95パーセントの割合による延滞利息を徴収する。

2 前項第5号に規定する延滞利息の額の計算の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(昭和45条例28・平成13条例30・平成23条例4・一部改正)

(奨学金の休止)

第10条 奨学金の貸付を許可された者(以下「奨学生」という。)が休学し、又は停学となったときは、その期間奨学金の貸付を休止する。

(平成13条例30・平成23条例4・一部改正)

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、その翌月分から奨学金の貸付を停止する。

- (1) 第5条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他奨学生として不相当と認めるとき。

(平成13条例30・平成23条例4・一部改正)

(退学、停止等の場合の資金の償還)

第12条 資金の貸付を受けた者が退学し、又は資金を辞退し若しくは停止されたときは、市長が別に定める日から第9条の規定に準じて資金を償還しなければならない。

(平成13条例30・平成23条例4・一部改正)

(償還猶予)

第13条 進学又は疾病その他正当な理由により市長が資金の償還を困難と認めたときは、相当の期間その償還を猶予することができる。

(償還免除)

第14条 資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 資金償還完了前に死亡したとき。
- (2) 学校(次号に掲げるものを除く。)を卒業後、岡谷市に居住し、償還期間中引き続き居住したとき。
- (3) 学校(医師を養成する課程に限る。)を卒業し、引き続き医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けた後、市内の医療機関において市長が別に定める期間医師として業務に従事したとき。
- (4) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

(平成13条例30・全改、平成23条例4・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 岡谷市育英基金設置条例(昭和40年岡谷市条例第5号。以下「旧条例」という。)は廃止する。
- 3 この条例の施行前に、旧条例の規定によって積み立てられた基金は、この条例による基金とする。

附 則(昭和45年条例第28号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第15号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例第8条の規定は、昭和47年度から始まる貸付者から適用し、昭和46年度までの貸付者については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年条例第6号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例第8条の規定は、昭和50年度から始まる貸付者から適用し、昭和49年度までの貸付者については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年条例第9号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第7号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第9号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定は、平成2年度から始まる貸付者から適用し、平成元年度までの貸付者については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定は、平成11年度からの奨学生に適用し、平成10年度までの奨学生については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(貸付金額及び貸付条件に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例(以下「新条例」という。)第8条及び第9条の規定は、平成14年度からの奨学生に適用し、平成13年度までの奨学生については、なお従前の例による。

(償還免除に関する経過措置)

- 3 新条例第14条の規定は、平成14年3月卒業の奨学生から適用し、新条例の施行の際現に改正前の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により償還中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に入学準備金又は奨学金の貸付を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表(第8条、第9条関係)

(平成23条例4・全改)

(1) 入学準備金

区分	金額	償還月数
ア 大学(イに掲げるものを除く。)	200,000円以内	48月
イ 大学(医師を養成する課程に限る。)	1,200,000円以内	72月

(2) 奨学金

区分	金額(月額)	償還月数
ア 高等学校	30,000円以内	120月
イ 高等専門学校	30,000円以内	180月
ウ 大学(エに掲げるものを除く。)	52,000円以内	180月
エ 大学(医師を養成する課程に限る。)	200,000円以内	270月
オ 短期大学	52,000円以内	96月
カ 専修学校(高等課程(中学卒業程度))	30,000円以内	120月
キ 専修学校(専門課程(高校卒業程度))	49,000円以内	168月